

審査請求事件管理票(審査庁)

基本情報			
局名	総務局	所属管理番号	28総務01
市管理番号	28001	審査庁担当部署	行政課
審査請求日	平成28年4月25日	担当者	大阪 太郎
受理日	平成28年4月26日	電話番号	6208-7432
裁決日	平成28年10月1日	法務担当者	法務 次郎

審査請求の概要		原処分の情報	
審査請求人	大阪 花子	原処分名	〇〇〇不許可処分
審査請求人連絡先	06(6208)7432	原処分担当局名	北区役所
処分があったことを知った日	平成28年4月2日	原処分担当部署	生活支援課
当該処分の標準審理期間	6カ月	原処分日	平成28年4月2日

形式審査			
形式的な不備の有無	有	不備がある場合	補正命令
補正命令を行った場合			
補正命令日	平成28年4月27日	補正書提出日	平成28年5月9日
補正期限	平成28年5月9日	補正書に対する対応	再補正命令
再補正命令を行った場合			
再補正命令日	平成28年5月12日	再補正書提出日	平成28年5月19日
再補正期限	平成28年5月19日	再補正書に対する対応	却下

却下を行った場合	
却下日	平成28年5月20日

審理員の指名			
指名日	平成28年5月11日	処分担当部署への通知日	平成28年5月11日
審理員補職	課長	審査請求人への通知日	平成28年5月12日
氏名	審理 三郎	審査請求書等の引継日	平成28年5月13日
電話番号	6208-7432	審理員補助者氏名	補助 四朗

上記終了後審理員へ

審理員から審理員意見書受取り

審査会諮問			
審理員意見書受理日	平成28年6月11日	諮問日	平成28年6月12日
諮問の必要の有無	有	審査関係人への通知日	平成28年6月13日

審査会から諮問書受取り

裁決			
答申書受領日	平成28年9月1日	審査請求人等送付日	平成28年10月2日
裁決日	平成28年10月1日	証拠書類等返還日	平成28年10月3日

争点整理表		申請に対する処分		
根拠	法律・条例			
	施行規則			
審査基準				
		論点	審査請求人の主張	処分担当部署の主張
適法・違法	①			
	②			
当・不当	①			
	②			

処分についての審査請求書の記載事項

必ず必要な事項	
<input type="checkbox"/>	① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
<input type="checkbox"/>	② 審査請求に係る処分の内容
<input type="checkbox"/>	③ 審査請求に係る処分(再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)があったことを知った年月日
<input type="checkbox"/>	④ 審査請求の趣旨及び理由
<input type="checkbox"/>	⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容
<input type="checkbox"/>	⑥ 審査請求の年月日
一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項	
<input type="checkbox"/>	① 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合 ⇒ その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
<input type="checkbox"/>	② 再調査の請求をした日(※)の翌日から起算して3月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合において、法5条2項1号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 ⇒ 再調査の請求をした年月日 (※)法61条において読み替えて準用する法23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日
<input type="checkbox"/>	③ 再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合において、法5条2項2号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 ⇒ その正当な理由
<input type="checkbox"/>	④ 審査請求期間(※)の経過後において審査請求をする場合 ⇒ その正当な理由 (※)処分があったことを知った日の翌日から起算して3月・処分があった日の翌日から起算して1年(法18条1項本文・2項本文)

審理員の除斥事由(法第9条第2項)

以下のどれかに該当すれば審理員となることができない	
<input type="checkbox"/>	① 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者(具体例について参考1参照)(1号)
<input type="checkbox"/>	② 審査請求人(2号)
<input type="checkbox"/>	③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族(3号)
<input type="checkbox"/>	④ 審査請求人の代理人(4号)
<input type="checkbox"/>	⑤ ③・④に掲げる者であった者(5号)
<input type="checkbox"/>	⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人(6号)
<input type="checkbox"/>	⑦ 法第13条第1項に規定する利害関係人(審査請求人以外の者であって、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし、当該処分につき利害関係を有するものと認められる者)(7号)